

令和2年度 神戸市地域防災計画（案） 新旧対照表

冊子	項目	章	頁	R2.3 記載内容	R3 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	第7章 緊急避難場所及び避難所の開設・運営 7-3 避難所の開設・運営	80	<p><b>2. 避難所の運営</b></p> <p>(1) 運営方法</p> <p>また、避難所運営に必要な物品として、以下の物資を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務用品関係…ペン、カッター、ガムテープ、コピー用紙等</li> <li>・ 清掃用品関係…ほうき、ちりとり、モップ、ごみ袋、各種洗剤等</li> <li>・ 炊き出し関係…大鍋、ガスコンロ、ボンベ、食器、流し台等</li> <li>・ その他…自転車、トランシーバー、懐中電灯、台車、テント、消火器、間仕切り用パーテーション等</li> </ul>	<p><b>2. 避難所の運営</b></p> <p>(1) 運営方法</p> <p>また、避難所運営に必要な物品として、以下の物資を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務用品関係…ペン、カッター、ガムテープ、コピー用紙等</li> <li>・ 清掃用品関係…ほうき、ちりとり、モップ、ごみ袋、各種洗剤等</li> <li>・ 炊き出し関係…大鍋、ガスコンロ、ボンベ、食器、流し台等</li> <li>・ <u>衛生資材関係…マスク、消毒液、体温計等</u></li> <li>・ その他…自転車、トランシーバー、懐中電灯、台車、テント、消火器、間仕切り用パーテーション等</li> </ul>	令和2年5月に避難所の感染症対策に係る対応方針が策定され、避難所において感染症対策を実施する方針となったため	危機管理室
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	第7章 緊急避難場所及び避難所の開設・運営 7-3 避難所の開設・運営	80 ～ 81	<p><b>2. 避難所の運営</b></p> <p>(2) 運営等の留意点</p> <p>避難所運営に関して、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮などの観点から、以下の点に留意するとともに、きめ細やかな配慮を行う。</p>	<p><b>2. 避難所の運営</b></p> <p>(2) 運営等の留意点</p> <p>避難所運営に関して、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>などの観点から、以下の点に留意するとともに、きめ細やかな配慮を行う。</p> <p>(中略)</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営のため、令和2年5月作成の『「新型コロナウイルス感染症」の流行時における大雨・台風への避難の対応方針』に留意して、健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離などの対策を行う。</u></p>	令和2年5月に避難所の感染症対策に係る対応方針が策定され、避難所において感染症対策を実施する方針となったため	危機管理室

※頁数は、令和元年度神戸市地域防災計画のもの。

参考資料 1 - 1 防災基本計画関連

冊子	項目	章	頁	R2.3 記載内容	R3 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	風水害対策編	第6章 緊急避難場所 及び避難所の 開設・運営 6-3 避難所の開 設・運営	79	<p>2. 避難所の運営</p> <p>(1) 運営方法</p> <p>また、避難所運営に必要な物品として、以下の物資を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務用品関係…ペン、カッター、ガムテープ、コピー用紙等</li> <li>・ 清掃用品関係…ほうき、ちりとり、モップ、ごみ袋、各種洗剤等</li> <li>・ 炊き出し関係…大鍋、ガスコンロ、ボンベ、食器、流し台等</li> <li>・ その他…自転車、トランシーバー、懐中電灯、台車、テント、消火器、間仕切り用パーテーション等</li> </ul>	<p>2. 避難所の運営</p> <p>(1) 運営方法</p> <p>また、避難所運営に必要な物品として、以下の物資を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務用品関係…ペン、カッター、ガムテープ、コピー用紙等</li> <li>・ 清掃用品関係…ほうき、ちりとり、モップ、ごみ袋、各種洗剤等</li> <li>・ 炊き出し関係…大鍋、ガスコンロ、ボンベ、食器、流し台等</li> <li>・ <u>衛生資材関係…マスク、消毒液、体温計等</u></li> <li>・ その他…自転車、トランシーバー、懐中電灯、台車、テント、消火器、間仕切り用パーテーション等</li> </ul>	令和2年5月に避難所の感染症対策に係る対応方針が策定され、避難所において感染症対策を実施する方針となったため	危機管理室
神戸市地域防災計画	風水害対策編	第6章 緊急避難場所 及び避難所の 開設・運営 6-3 避難所の開 設・運営	79	<p>2. 避難所の運営</p> <p>(2) 運営等の留意点</p> <p>避難所運営に関して、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮などの観点から、以下の点に留意するとともに、きめ細やかな配慮を行う。</p>	<p>2. 避難所の運営</p> <p>(2) 運営等の留意点</p> <p>避難所運営に関して、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>などの観点から、以下の点に留意するとともに、きめ細やかな配慮を行う。</p> <p>(中略)</p> <p><u>ケ 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営のため、令和2年5月作成の『「新型コロナウイルス感染症」の流行時における大雨・台風への避難の対応方針』に基づいて、健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離などの対策を行う。</u></p>	令和2年5月に避難所の感染症対策に係る対応方針が策定され、避難所において感染症対策を実施する方針となったため	危機管理室

※頁数は、令和元年度神戸市地域防災計画のもの。

令和2年度 神戸市地域防災計画（案） 新旧対照表

冊子	項目	章	頁	R2.3 記載内容	R3 修正案	修正理由	担当																								
神戸市地域防災計画	共通編	第3章 防災に関する組織 3-1 災害対策(警戒)本部設置までの流れ	78	<p>図 3-1-1 災害対策本部等の設置までの流れ（地震・津波）</p>	<p>図 3-1-1 災害対策本部等の設置までの流れ（地震・津波）</p>	地震・津波の被害程度を検討した見直し	危機管理室																								
神戸市地域防災計画	共通編	第3章 防災に関する組織 3-3 職員配備計画	81	<p>1. 防災指令</p> <p>(4) 防災指令の種類、発令基準等</p> <p>表 3-3-1 防災指令の種類と発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発令基準</th> <th>配備につきべき職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災指令第1号</td> <td>(省略) ・その他の災害が発生するおそれがあるが発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき。</td> <td>指定職員</td> </tr> <tr> <td>防災指令第2号</td> <td>・災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。</td> <td>指定職員</td> </tr> <tr> <td>防災指令第3号</td> <td>・本市の区域内における震度が5弱以上である地震が発生したとき ・兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の大津波警報または津波警報があつたとき ・その他の大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発令基準	配備につきべき職員	防災指令第1号	(省略) ・その他の災害が発生するおそれがあるが発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき。	指定職員	防災指令第2号	・災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。	指定職員	防災指令第3号	・本市の区域内における震度が5弱以上である地震が発生したとき ・兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の大津波警報または津波警報があつたとき ・その他の大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。	全職員	<p>1. 防災指令</p> <p>(4) 防災指令の種類、発令基準等</p> <p>表 3-3-1 防災指令の種類と発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発令基準</th> <th>配備につきべき職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災指令第1号</td> <td>(省略) ・その他、災害が発生するおそれがあるが発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき。</td> <td>指定職員</td> </tr> <tr> <td>防災指令第2号</td> <td>・本市の区域内における震度が5弱以上である地震が発生したとき。 ・兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の津波警報があつたとき。 ・その他、災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。</td> <td>指定職員</td> </tr> <tr> <td>防災指令第3号</td> <td>・本市の区域内における震度が6弱以上である地震が発生したとき ・兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の大津波警報があつたとき ・その他、大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発令基準	配備につきべき職員	防災指令第1号	(省略) ・その他、災害が発生するおそれがあるが発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき。	指定職員	防災指令第2号	・本市の区域内における震度が5弱以上である地震が発生したとき。 ・兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の津波警報があつたとき。 ・その他、災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。	指定職員	防災指令第3号	・本市の区域内における震度が6弱以上である地震が発生したとき ・兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の大津波警報があつたとき ・その他、大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。	全職員	地震・津波の被害程度を検討した見直し	危機管理室
種類	発令基準	配備につきべき職員																													
防災指令第1号	(省略) ・その他の災害が発生するおそれがあるが発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき。	指定職員																													
防災指令第2号	・災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。	指定職員																													
防災指令第3号	・本市の区域内における震度が5弱以上である地震が発生したとき ・兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の大津波警報または津波警報があつたとき ・その他の大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。	全職員																													
種類	発令基準	配備につきべき職員																													
防災指令第1号	(省略) ・その他、災害が発生するおそれがあるが発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき。	指定職員																													
防災指令第2号	・本市の区域内における震度が5弱以上である地震が発生したとき。 ・兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の津波警報があつたとき。 ・その他、災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。	指定職員																													
防災指令第3号	・本市の区域内における震度が6弱以上である地震が発生したとき ・兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の大津波警報があつたとき ・その他、大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。	全職員																													

参考資料 1 - 2 防災体制関連

冊子	項目	章	頁	R2.3 記載内容	R3 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	共通編	第3章 防災に関する組織 3-3 職員配備計画	83	<p><b>3. 勤務時間外の職員動員計画</b></p> <p>(1) 勤務時間外の動員の原則</p> <p><b>【地震・津波時】</b></p> <p>本市に所属する全ての職員は、<u>震度5弱以上(本市内に設置されている震度計が一つでも震度5弱以上を記録した場合)の地震が発生した時、又は兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された時は、通常の電話連絡網による伝達は行われないので、テレビやラジオ等で情報を確認の後、<u>全市防災指令第3号が発令されたものとして、防災指令の伝達を待つことなく、自らや家族等の安全を確保した後、直ちに予め指定された場所へ出動する。</u></u></p> <p>この際、市役所や職場に登庁するかどうかの電話による問い合わせをしてはならない。</p> <p><u>なお、職員待機宿舎の入居者については、災害対策本部、消防本部指揮班の立ち上げ等の要員として位置づけ、指定動員職員とする。</u></p>	<p><b>3. 勤務時間外の職員動員計画</b></p> <p>(1) 勤務時間外の動員の原則</p> <p><b>【地震・津波時】</b></p> <p>本市に所属する全ての職員は、<u>本市内で以下の地震等が発生した場合は、職員動員の電話等連絡網による伝達は行われないので、テレビやラジオ等で情報を確認の後、防災指令の伝達を待つことなく、自らや家族等の安全を確保した後、直ちに予め指定された場所へ出動する。</u></p> <p><u>・震度6弱以上の地震(本市内に設置されている震度計が一つでも震度6弱以上を記録した場合)が発生した時、又は兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表された時は、<u>全市防災指令第3号が発令されたものとして、全職員が出動する。</u></u></p> <p><u>・震度5(強・弱)の地震(本市内に設置されている震度計が一つでも震度5(強・弱)を記録した場合)が発生した時、又は兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された時は、<u>全市防災指令第2号が発令されたものとして、予め指定された職員が出動する。</u></u></p> <p>この際、市役所や職場に登庁するかどうかの電話による問い合わせをしてはならない。</p>	地震・津波の被害程度を検討した見直し	危機管理室

参考資料 1 - 2 防災体制関連

冊子	項目		章	頁	R2.3 記載内容	R3 修正案	修正理由	担当
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	応急対応計画	第1章 防災活動計画 1-2 初動活動計画	8	<p>2. 初動体制</p> <p>(2) 地震・津波情報の収集</p> <p><u>【勤務時間外に地震が発生した場合】</u></p> <p><u>全市職員は、勤務時間外に地震の発生を知った時、各自テレビ、ラジオ等から速やかに地震・津波情報を収集する。</u></p> <p><u>神戸市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、又は兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報または津波警報が発表された場合は、全市防災指令第3号が発令されたものとして、事前に決められた部署へ参集する。</u></p>	(項目削除)	共通編に集約して記載	危機管理室
神戸市地域防災計画	地震・津波対策編	応急対応計画	第1章 防災活動計画 1-3 業務継続計画	13	<p>3. 本市BCPの発動及び運用</p> <p>(1) 発動の決定</p> <p>本市BCPを発動する時期について次のように設定する。</p> <p>①「市内で震度6弱以上の地震発生」においては、本市BCPを自動的に発動する。</p> <p>②「市内で震度5（強・弱）の地震発生」においては、<u>自動的に防災指令第3号が発令されて災害対策本部を立ち上げることから、被害規模によって本市BCPの発動について災害対策本部本部員会議で検討する。</u></p>	<p>3. 本市BCPの発動及び運用</p> <p>(1) 発動の決定</p> <p>本市BCPを発動する時期について次のように設定する。</p> <p>①「市内で震度6弱以上の地震発生」においては、本市BCPを自動的に発動する。</p> <p>②「市内で震度5（強・弱）の地震発生」においては災害対策本部を立ち上げることから、被害規模によって本市BCPの発動について災害対策本部本部員会議で検討する。</p>	地震・津波の被害程度を検討した見直し	危機管理室
神戸市地域防災計画	防災データベース	共通編	防災組織計画 資料3-3-1 神戸市防災指令規程	86～ 88	神戸市防災指令規程の差し替え		地震・津波の被害程度の検討による、規程の更新を反映	危機管理室

※頁数は、令和元年度神戸市地域防災計画のもの。

地区防災計画の神戸市地域防災計画への規定に伴う修正（報告）

1 災害対策基本法第 42 条第 3 項に基づく神戸市地区防災計画制度の概要

- ・地域防災計画には、居住者等が市内の一定の地区で共同して行う防災活動に関する計画を「地区防災計画」として定めることができます。
- ・防災会議会長は、市内の自主防災組織である防災福祉コミュニティから地区防災計画の対象となる計画等の提出があったときは、神戸市防災会議運営要綱第 3 条第 1 項第 4 号に基づく専決処分により地域防災計画へ規定します（神戸市地区防災計画制度の運用に関する要綱第 3 条第 1 項）。
- ・会長は、前項に基づく規定があったときは、次の神戸市防災会議で報告を行います（同要綱第 3 条第 2 項）。

2 地区防災計画の神戸市地域防災計画への規定状況の報告

前回の防災会議（令和 2 年 3 月）以降、下表のとおり、18 地区防災計画を地域防災計画に規定しましたので、報告します。（すべて防コミ連携型）

区	計画名	作成主体	規定日
灘区	灘中央地区防災計画	灘中央防災福祉協議会	令和 3 年 3 月
	河原地区防災計画	河原防災福祉コミュニティ	令和 3 年 3 月
	上野地区防災計画	上野防災福祉コミュニティ	令和 3 年 3 月
	成徳地区防災計画	成徳防災福祉コミュニティ	令和 3 年 3 月
	原田地区防災計画	原田防災福祉コミュニティ	令和 3 年 3 月
	篠原地区防災計画	篠原防災福祉コミュニティ	令和 3 年 3 月
	西郷地区防災計画	西郷防災福祉コミュニティ	令和 3 年 3 月
中央区	港島地区防災計画	港島自治連合協議会	令和 3 年 3 月
北区	生野高原地区防災計画	生野高原ふれあいのまちづくり 防災協議会	令和 3 年 3 月
	唐櫃地区防災計画	唐櫃防災福祉コミュニティ	令和 3 年 3 月
須磨区	若宮地区防災計画	若宮小学校区防災福祉コミュニティ	令和 3 年 3 月
	白川地区防災計画	白川防災福祉コミュニティ	令和 3 年 3 月
垂水区	霞ヶ丘地区防災計画	霞ヶ丘ふれあいのまちづくり協議会	令和 3 年 3 月
	多聞東地区防災計画	多聞東ふれあいのまちづくり協議会	令和 3 年 3 月
	多聞台地区防災計画	多聞台防災福祉コミュニティ	令和 3 年 3 月
	本多聞地区防災計画	本多聞ふれあいのまちづくり協議会	令和 3 年 3 月
	多聞南地区防災計画	多聞南ふれあいのまちづくり協議会	令和 3 年 3 月
	星陵台地区防災計画	星陵台ふれあいのまちづくり協議会	令和 3 年 3 月